平成２２年（フ）第２６９号
宮崎県延岡市川原崎町259番地
債務者　深田　美穂
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第９９号
鹿児島県奄美市名瀬大字大熊1458番地
債務者　平　　政則
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第４６７号
沖縄県中頭郡西原町字上原193番地の64　ＭＳ．ＭＥＩ302号、住民票上の住所沖縄県沖縄市字美里784番地
債務者　大城　哲也
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４６８号
沖縄県中頭郡西原町字上原193番地の64　ＭＳ．ＭＥＩ302号、住民票上の住所沖縄県沖縄市字美里784番地
債務者　大城　好美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２７９号
青森県八戸市桜ヶ丘２丁目26番３号
債務者　西田　圭一
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
長野県須坂市大字小河原2118番地６、前住所長野県須坂市大字須坂1011番地14
債務者　市村　正志
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
長野県上田市古里1908番地４　ウイングＫｏｓａｔｏ　Ｃ―202号
債務者　藤沢　政敏
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２２８号
長野県上田市芳田988番地３
債務者　宮之上美差
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１３８号
長野県諏訪市大字中洲549番地９　位高ハウス２号
債務者　相馬由美子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５１３号
兵庫県川西市山下町３番21号
債務者　脇阪万知代
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９６７号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目26番８号　サンパレス武庫之荘Ⅲ202号、前住所兵庫県尼崎市西昆陽１丁目23番11―602号
債務者　平岡　幸恵
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２８号
兵庫県西宮市西平町12番15―101号
債務者　廣嶋　揚子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０５８号
兵庫県尼崎市常松１丁目35番29号
債務者　榔野　慶子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５０号
奈良県大和郡山市馬司町371番地
債務者　中尾　信二
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６４７号
奈良市三条町606番地の76　奈良ハイタウン３―1003号
債務者　津田　眞里
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１９号
島根県雲南市加茂町加茂中1357―４　コーポキフネ102号室、住民票上の住所島根県雲南市加茂町神原816番地
債務者　常松　　保
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２０号
松江市山代町751番地２
債務者　下原　映子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松江地方裁判所民事部